

○ 必要な教育と教育時間について(防火・常駐)

(要綱「別記1」)

① 基本教育(5時間)

教育事項	教育時間
ア 消防法令その他防火管理業務の適正な実施に必要な法令に関すること	2時間
イ 防火管理制度に関すること	1時間
ウ 火災の態様, 延焼性状等に応じた消防対策に関すること	1時間
エ 自衛消防対策に関すること	1時間

② 実務教育(5時間又は10時間)

教育事項	教育時間
ア 出火原因, 火気管理, 可燃物の管理等の出火防止対策に関すること	10時間(過去3年間に防火管理業務に従事した期間が通算して1年以上であり, かつ, 毎年実務教育を受けている従業員にあっては, 5時間)
イ 消防用設備等の取扱い及び維持管理に関すること	
ウ 火災発生時における初期消火, 消防機関への通報及び避難誘導その他の応急措置に関すること	
エ 自衛消防活動に関すること	
オ その他防火管理業務を適正に実施するために必要な知識及び技能に関すること	